



発行 東京都

目次

27

規程（水）

- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………元
- 東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……………元
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三〇
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三三
- 東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三三

規程（水）

●東京都水道局管理規程第三十七号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この規程における「課長代理」の意義は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る前項第三号に定める職員（課長代理を除く。）の勤務に関し権限を有する者をいう。

第十七条第十五項本文、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条第二項、第二十五条第二項及び第六項、第二十七条第二項並びに第二十八条第二項第二号中「所属長」の下に「又は課長代理」を加える。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 職員は、第十七条に規定する年次有給休暇及び第十九条に規定する特別休暇（次項において「年次有給休暇等」という。）を請求するときは所属長又は課長代理に、第十八条に規定する病気休暇（次項において「病気休暇」という。）を請求するときは所属長に、別記第二号様式により届け出なければならない。

2 前項の申請は、原則として年次有給休暇等を利用する日の前日までに所属長又は課長代理に、病気休暇を利用する日の前日までに所属長に申請し、承認を得なければならない。

別記第一号様式を次のように改める。

(第)

氏名

勤務月日	命令者印 種類	勤務時間	休憩時間	勤務内容	承認印		超過・特種勤務					減額調整		授課月日		授課月・日	100分 の25	100分 の135	100分 の25	累計		60超過・特種勤務内訳	
					課長代理	命令者	6時間超	6時間以下	合計	午前・午後	全日	午前・午後	全日	60超過 0.25	特種 0.15					60超過 0.25	特種 0.15		
月日		時 分	時 分		課長代理	命令者	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				
月日		時 分	時 分																				

超過・特種勤務管理

・ 超過・特種勤務を請求する日、当該超過・特種勤務を請求する日の正帰の勤務時間、当該超過・特種勤務を請求する時間等

・ 超過・特種勤務を請求する日 年 月 日 年 月 日

・ 当該超過・特種勤務を請求する日の正帰の勤務時間 時 分 時 分

・ 当該超過・特種勤務を請求する時間 時間 分 時間 分

・ 年次申告休暇に連続して指定する場合

・ 年次申告休暇の問題 時間 分 時間 分

各月間計：上段は英語時間・分を記入、下段は1時間未満の端数処理後の時間を記入
(月間計：3.0分以下は切り上げ、3.0分未満は切り捨て)

待機勤務月間計 (超過種別3+4)	時間	分
1：超過勤務	100分	07.125
2：6.0時間超の特種勤務 (昼在する場合を含む。)	100分	07.150
3：待機勤務	100分	07.125
4：6.0時間超の特種勤務 (夜在する場合を含む。)	100分	07.150

休日給又は夜勤手当の記録は、種別を空欄とすること。

超過・特種勤務の取扱は、原則として待機勤務を優先すること。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十八号

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第十条第四項中「所属長は、年次有給休暇」を「課長代理(勤務時間規程第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)」は、年次有給休暇」に改める。

第十三条中「所属長」を「課長代理」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十九号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「浄水場」の下に「、取水管理事務所」を加える。
第五条第四号を次のように改める。

四 削除

第七条第三項中「四級」を「三級」に改める。

第十条第一号中「五級」を「四級」に改める。

第十一条第一項第二号ハ中「六級」を「五級」に、「給料表(一)六級」を「給料表(一)五級」に改める。

第十四条第一項中「五級」を「四級」に改める。

第十七条第二項、第十八条第二項及び第十八条の二(見出しを含む。)中「給料表(一)六級」を「給料表(一)五級」に改める。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「五級」を「四級」に改める。

第二十六条の二(見出しを含む。)中「給料表(一)六級」を「給料表(一)五級」に改める。

第三十三条の二中「勤務する公署の所在する」を「在勤する」に改める。

第三十三条の二及び第三十三条の二の三を次のように改める。

第三十三条の二の二及び第三十三条の二の三 削除

第三十八条の二中「管理職員特別勤務手当」を「条例第十条の二第一項の規定に基づき支給される管理職員特別勤務手当」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例第十二条の二第二項の規定に基づき支給される管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 管理職手当の区分が区分一、区分二、区分三又は区分四とされている職にある職員(前項第一号に掲げる職員を除く。) 六千円

二 管理職手当の区分が区分五、区分六、区分七又は区分八とされている職にある職員 五千円

三 管理職手当の区分が区分九とされている職にある職員 四千円

四 管理職手当の区分が区分十とされている職にある職員 二千五百円

3 条例第十条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合は、当該職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第四十条の二中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に改める。

別表第一(第7条、第8条の3関係)

イ 水道局給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	138,600	197,900	224,100	283,200	493,100
	2	139,700	199,800	226,000	285,600	508,000
	3	140,800	201,700	227,900	288,000	516,900
	4	141,900	203,600	229,800	290,300	525,800
	5	143,000	205,500	231,800	292,600	
	6	144,100	207,400	233,700	295,000	
	7	145,200	209,200	235,600	297,400	
	8	146,300	211,100	237,600	299,700	
	9	147,400	213,100	239,600	302,100	
	10	148,500	215,000	241,600	304,600	
	11	149,600	216,800	243,600	307,000	
	12	150,700	218,700	245,600	309,500	
	13	151,800	220,700	247,600	311,900	
	14	153,200	222,600	249,700	314,400	
	15	154,600	224,400	251,800	316,900	
	16	156,000	226,300	253,900	319,300	
	17	157,500	228,300	256,100	321,800	
	18	159,700	230,200	258,300	324,400	
	19	161,900	232,000	260,500	327,100	
	20	164,200	233,900	262,700	329,700	
	21	166,500	235,900	264,900	332,300	
	22	168,500	237,800	267,100	335,000	
	23	170,500	239,600	269,300	337,700	
	24	172,500	241,500	271,500	340,400	
	25	174,500	243,500	273,800	343,100	
	26	176,600	245,400	276,100	345,800	
	27	178,600	247,200	278,400	348,600	
	28	180,700	249,100	280,700	351,400	
	29	182,700	251,100	283,000	354,200	
	30	184,700	253,200	285,300	357,200	
	31	186,800	255,200	287,700	360,100	
	32	188,900	257,300	290,000	363,000	
	33	191,100	259,300	292,300	366,000	
	34	193,200	261,200	294,700	368,900	
	35	195,200	263,100	297,100	371,700	
36	197,200	265,000	299,400	374,500		

別表第一を次のように改める。

37	199,200	266,800	301,800	377,100
38	201,100	268,600	304,200	379,700
39	202,900	270,400	306,600	382,100
40	204,700	272,300	309,100	384,600
41	206,500	274,100	311,500	387,100
42	208,300	276,000	313,900	389,500
43	210,100	277,800	316,400	391,900
44	211,800	279,600	318,800	394,300
45	213,500	281,400	321,300	396,800
46	215,300	283,200	323,800	399,200
47	217,100	285,000	326,300	401,500
48	218,800	286,900	328,900	403,800
49	220,500	288,700	331,500	406,200
50	222,200	290,500	334,200	408,600
51	223,900	292,300	336,900	410,900
52	225,600	294,100	339,600	413,100
53	227,300	295,900	342,300	415,200
54	229,000	297,700	344,900	417,200
55	230,700	299,500	347,400	419,300
56	232,400	301,200	349,800	421,300
57	234,100	302,900	352,100	423,200
58	235,700	304,600	354,400	425,100
59	237,400	306,300	356,600	426,900
60	239,000	308,000	358,700	428,700
61	240,600	309,700	360,700	430,500
62	242,200	311,300	362,700	432,000
63	243,900	313,000	364,700	433,100
64	245,500	314,600	366,600	434,000
65	247,100	316,100	368,500	434,900
66	248,800	317,700	370,300	435,700
67	250,400	319,200	372,000	436,400
68	252,000	320,800	373,600	437,100
69	253,600	322,300	375,200	437,800
70	255,300	323,800	376,400	438,500
71	256,900	325,200	377,500	439,200
72	258,500	326,700	378,400	439,900
73	260,100	328,200	379,300	440,600
74	261,700	329,700	380,200	441,300
75	263,400	331,200	381,100	442,000
76	265,000	332,600	381,900	442,600
77	266,600	333,900	382,700	443,200
78	268,200	335,200	383,500	443,900
79	269,800	336,400	384,300	444,500
80	271,300	337,500	385,100	445,100

81	272,800	338,600	385,900	445,700
82	274,400	339,700	386,600	446,300
83	275,900	340,700	387,300	446,900
84	277,400	341,600	387,900	447,500
85	278,900	342,500	388,500	448,100
86	280,500	343,400	389,100	448,700
87	282,000	344,100	389,700	449,300
88	283,500	344,800	390,300	449,800
89	285,000	345,500	390,900	450,300
90	286,400	346,100	391,500	450,900
91	287,900	346,600	392,100	451,400
92	289,400	347,000	392,600	451,900
93	290,800	347,500	393,100	452,400
94	292,200	348,000	393,700	452,900
95	293,600	348,500	394,200	453,400
96	295,000	349,000	394,700	453,900
97	296,400	349,400	395,200	454,300
98	297,700	349,900	395,700	
99	298,900	350,300	396,200	
100	300,200	350,800	396,700	
101	301,400	351,300	397,200	
102	302,600	351,700	397,700	
103	303,800	352,200	398,200	
104	304,900	352,700	398,700	
105	306,000	353,100	399,100	
106	306,900	353,500	399,600	
107	307,800	353,900	400,100	
108	308,700	354,300	400,500	
109	309,500	354,700	400,900	
110	310,200	355,100	401,400	
111	310,900	355,500	401,900	
112	311,600	355,900	402,300	
113	312,300	356,300	402,700	
114	312,700	356,700	403,200	
115	313,200	357,100	403,700	
116	313,700	357,500	404,100	
117	314,100	357,900	404,500	
118	314,500	358,300	405,000	
119	314,800	358,700	405,400	
120	315,100	359,100	405,800	
121	315,400	359,500	406,200	
122	315,800	359,800	406,700	
123	316,100	360,200	407,100	
124	316,400	360,600	407,500	

	125	316,700	361,000	407,900		
	126	317,100	361,300	408,400		
	127	317,400	361,700	408,800		
	128	317,700	362,100	409,200		
	129	318,000	362,500	409,600		
	130	318,400		410,100		
	131	318,700		410,500		
	132	319,000		410,900		
	133	319,300		411,300		
	134	319,700		411,700		
	135	320,000		412,100		
	136	320,300		412,500		
	137	320,600		412,900		
	138	320,900		413,300		
	139	321,300		413,700		
	140	321,600		414,100		
	141	321,900		414,500		
	142	322,200				
	143	322,500				
	144	322,800				
	145	323,100				
	146	323,400				
	147	323,700				
	148	324,000				
	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
職再 員任 用		198,100	230,100	270,600	312,600	428,500

備考

- 1 この表は、事務及び技術の職務に従事する職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、第11条第1項第2号の規定に基づき、水道局初任給基準表(別表第3)の職種及び試験(選考)欄の「Ⅱ類」の区分の適用を受ける者の給料月額は、別に定めるものを除き、この表の額にかかわらず、155,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、第11条第1項第2号の規定に基づき、水道局初任給基準表(別表第3)の職種及び試験(選考)欄の「Ⅰ類B」の区分の適用を受ける者の給料月額は、別に定めるものを除き、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 水道局給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	129,400	226,500	265,200
	2	129,900	228,400	267,000
	3	130,400	230,100	268,800
	4	130,900	231,900	270,600
	5	131,400	233,600	272,400
	6	131,900	235,200	274,300
	7	132,400	236,900	276,100
	8	133,000	238,500	277,900
	9	133,600	240,100	279,800
	10	134,100	241,700	281,700
	11	134,800	243,300	283,500
	12	135,400	244,900	285,300
	13	136,000	246,500	287,100
	14	136,800	248,100	288,900
	15	137,700	249,700	290,600
	16	138,600	251,300	292,300
	17	139,500	252,900	294,000
	18	140,600	254,500	295,800
	19	141,800	256,100	297,400
	20	143,000	257,700	299,100
	21	144,200	259,300	300,800
	22	145,400	260,900	302,400
	23	146,600	262,500	304,000
	24	147,800	264,100	305,600
	25	149,000	265,700	307,200
	26	150,400	267,300	308,700
	27	151,900	269,000	310,200
	28	153,400	270,600	311,600
	29	154,900	272,100	313,000
	30	156,500	273,700	314,500
	31	158,100	275,200	315,900
	32	159,700	276,600	317,300
	33	161,400	278,100	318,700
	34	163,000	279,600	320,100
	35	164,700	280,900	321,500
	36	166,400	282,300	322,800
	37	168,100	283,600	324,100
	38	169,700	285,000	325,300
	39	171,400	286,400	326,500
	40	173,100	287,600	327,600

41	174,800	288,900	328,800
42	176,300	290,100	329,800
43	177,700	291,300	330,700
44	179,100	292,400	331,600
45	180,500	293,500	332,500
46	181,900	294,500	333,400
47	183,300	295,500	334,200
48	184,700	296,500	335,000
49	186,000	297,500	335,800
50	187,600	298,500	336,600
51	189,200	299,400	337,300
52	190,700	300,300	338,000
53	192,200	301,200	338,700
54	193,800	302,100	339,400
55	195,400	303,000	340,000
56	197,000	303,800	340,600
57	198,600	304,600	341,200
58	200,000	305,400	341,700
59	201,600	306,200	342,200
60	203,100	307,000	342,700
61	204,600	307,800	343,100
62	206,200	308,400	343,500
63	207,700	309,000	343,900
64	209,200	309,600	344,300
65	210,700	310,200	344,700
66	212,200	310,800	345,100
67	213,700	311,400	345,500
68	215,200	312,000	345,900
69	216,700	312,500	346,200
70	218,200	313,100	346,600
71	219,800	313,600	347,000
72	221,100	314,100	347,300
73	222,500	314,600	347,600
74	224,100	315,100	348,000
75	225,600	315,600	348,300
76	227,000	316,100	348,600
77	228,400	316,500	348,900
78	229,800	317,000	349,300
79	231,300	317,400	349,600
80	232,800	317,800	349,900
81	234,100	318,200	350,200
82	235,600	318,600	350,500
83	237,200	319,000	350,800
84	238,600	319,300	351,100

85	240,000	319,600	351,400
86	241,500	320,000	351,700
87	242,900	320,400	352,000
88	244,400	320,700	352,300
89	245,800	321,000	352,600
90	247,200	321,400	352,900
91	248,600	321,700	353,200
92	250,000	322,000	353,500
93	251,400	322,300	353,800
94	252,900	322,700	354,100
95	254,300	323,000	354,400
96	255,600	323,300	354,700
97	256,800	323,600	355,000
98	258,200	324,000	355,300
99	259,600	324,300	355,600
100	261,000	324,600	355,900
101	262,100	324,900	356,200
102	263,400	325,200	356,500
103	264,700	325,500	356,800
104	265,900	325,800	357,100
105	267,100	326,100	357,400
106	268,100	326,500	357,700
107	269,100	326,800	358,000
108	270,100	327,000	358,300
109	271,100	327,300	358,600
110	272,100	327,600	358,900
111	273,100	327,900	359,200
112	273,800	328,200	359,500
113	274,700	328,500	359,800
114	275,500	328,800	360,100
115	276,300	329,100	360,400
116	277,100	329,400	360,700
117	277,800	329,700	361,000
118	278,400	330,000	361,300
119	279,000	330,300	361,600
120	279,600	330,600	361,900
121	280,100	330,900	362,200
122	280,600	331,200	362,500
123	281,000	331,500	362,800
124	281,400	331,800	363,100
125	281,800	332,100	363,400
126	282,200	332,400	363,700
127	282,600	332,700	364,000
128	283,000	333,000	364,300

129	283,300	333,300	364,600
130	283,700	333,600	364,900
131	284,100	333,900	365,200
132	284,500	334,200	365,500
133	284,800	334,500	365,800
134	285,100	334,800	366,100
135	285,400	335,100	366,400
136	285,700	335,400	366,700
137	286,000	335,700	367,000
138	286,300	336,000	367,300
139	286,600	336,300	367,600
140	286,900	336,600	367,900
141	287,200	336,900	368,200
142	287,500	337,200	368,500
143	287,800	337,500	368,800
144	288,100	337,800	369,100
145	288,400	338,100	369,400
146	288,700	338,400	369,700
147	289,000	338,700	370,000
148	289,300	339,000	370,300
149	289,600	339,300	370,600
150	289,900	339,600	370,900
151	290,200	339,900	371,200
152	290,500	340,200	371,500
153	290,800	340,500	371,800
154	291,100	340,800	372,100
155	291,400	341,100	372,400
156	291,700	341,400	372,700
157	292,000	341,700	373,000
158	292,300	342,000	373,300
159	292,600	342,300	373,600
160	292,900	342,600	373,900
161	293,200	342,900	374,200
162	293,500	343,200	374,500
163	293,800	343,500	374,800
164	294,100	343,800	375,100
165	294,400	344,100	375,400
166	294,700	344,400	375,700
167	295,000	344,700	376,000
168	295,300	345,000	376,300
169	295,600	345,300	376,600
170	295,900	345,600	376,900
171	296,200	345,900	377,200
172	296,500	346,200	377,500

173	296,800	346,500	377,800
174	297,100	346,800	378,100
175	297,400	347,100	378,400
176	297,700	347,400	378,700
177	298,000	347,700	379,000
178	298,300	348,000	379,300
179	298,600	348,300	379,600
180	298,900	348,600	379,900
181	299,200	348,900	380,200
182	299,500	349,200	380,500
183	299,800	349,500	380,800
184	300,100	349,800	381,100
185	300,400	350,100	381,400
186	300,700	350,400	381,700
187	301,000	350,700	382,000
188	301,300	351,000	382,300
189	301,600	351,300	382,600
190	301,900	351,600	382,900
191	302,200	351,900	383,200
192	302,500	352,200	383,500
193	302,800	352,500	383,800
194	303,100	352,800	
195	303,400	353,100	
196	303,700	353,400	
197	304,000	353,700	
198	304,300	354,000	
199	304,600	354,300	
200	304,900	354,600	
201	305,200	354,900	
202	305,500	355,200	
203	305,800	355,500	
204	306,100	355,800	
205	306,400	356,100	
206	306,700	356,400	
207	307,000	356,700	
208	307,300	357,000	
209	307,600	357,300	
210	307,900	357,600	
211	308,200	357,900	
212	308,500	358,200	
213	308,800	358,500	
214	309,100	358,800	
215	309,400	359,100	
216	309,700	359,400	

217	310,000	359,700
218	310,300	360,000
219	310,600	360,300
220	310,900	360,600
221	311,200	360,900
222	311,500	361,200
223	311,800	361,500
224	312,100	361,800
225	312,400	362,100
226	312,700	
227	313,000	
228	313,300	
229	313,600	
230	313,900	
231	314,200	
232	314,500	
233	314,800	
234	315,100	
235	315,400	
236	315,700	
237	316,000	
238	316,300	
239	316,600	
240	316,900	
241	317,200	
242	317,500	
243	317,800	
244	318,100	
245	318,400	
246	318,700	
247	319,000	
248	319,300	
249	319,600	
250	319,900	
251	320,200	
252	320,500	
253	320,800	
254	321,100	
255	321,400	
256	321,700	
257	322,000	
258	322,300	
259	322,600	
260	322,900	
261	323,200	
262	323,500	
263	323,800	
264	324,100	

	265	324,400		
	266	324,700		
	267	325,000		
	268	325,300		
	269	325,600		
	270	325,900		
	271	326,200		
	272	326,500		
	273	326,800		
再任用職員		207,800	222,100	242,300

備考 この表は、技能及び業務の職務に従事する職員に適用する。

ハ 水道局給料表(三)

号給	給料月額
	円
1	370,500
2	417,500
3	467,200
4	532,800
5	607,200
6	691,000
7	777,000

備考 この表は、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）第2条第1項の規定により採用された職員に適用する。

別表第一の二イの項を次のように改める。

イ 水道局給料表(一)級別標準職務表

一 五級
部の長、担当部長又はこれらと同等と認められる職務

二 四級

課長又は営業所等の長の職務

三 三級

課長代理の職務

四 二級

主任の職務

五 一級

係員の職務

別表第一の三イの項中

七年以上	七年以上	七年以上	七年以上	七年以上	四級
五年以上	五年以上	五年以上	五年以上	三年以上	三級

を

五年以上	五年以上	五年以上	五年以上	三年以上	三級
------	------	------	------	------	----

に改

め、同項備考5中「及び四級」を削る。
別表第五イの項を次のように改める。

イ 水道局給料表 (一)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	2
23	1	15	3
24	1	16	4
25	1	17	5
26	1	18	6
27	1	19	7
28	1	20	8
29	1	21	9
30	1	22	10
31	1	23	11
32	1	24	12
33	1	25	13
34	2	26	14
35	3	27	15
36	4	28	16
37	5	29	17
38	6	30	18
39	7	31	19
40	8	32	20
41	9	33	21
42	10	34	22
43	11	35	23
44	12	36	24
45	13	37	25
46	14	37	26
47	15	38	27
48	16	38	28
49	17	39	29
50	18	39	30
51	19	40	31
52	20	40	32
53	21	41	33
54	22	42	33
55	23	43	34
56	24	44	34
57	25	45	35
58	26	45	35
59	27	46	36
60	28	46	36
61	29	47	37

62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45
71	39	54	45
72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53
98	62	64	53
99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	66	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55
109	73	67	55
110	73	67	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	68	56
114	75	68	56
115	76	68	56
116	76	68	56
117	77	69	57
118	77	69	57
119	77	69	57
120	77	69	57
121	78	70	58
122	78	70	58
123	78	70	58
124	78	70	58

125	79	71	59
126	79	71	59
127	79	71	59
128	79	71	59
129	80	72	60
130	80		60
131	80		60
132	80		60
133	81		61
134	81		61
135	81		61
136	82		62
137	82		62
138	82		62
139	83		63
140	83		63
141	83		63
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		
150	86		
151	87		
152	87		
153	87		

別表第六中「給料表(一)六級昇格時職務区分別号給表」を「給料表(一)五級昇格時職務区分別号給表」に改める。

別表第七の二職の欄中「六級」を「五級」に、

営業所長
浄水場長
貯水池管理事務所長
給水事務所長

を

営業所長
浄水場長
取水管理事務所長
貯水池管理事務所長
給水事務所長

に改める。

別表第八の二東京都の項中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同表埼玉県の項及び神奈川県の項中「百分の十二」を「百分の二十」に改める。

別記様式第二号中

係長
を
課長代理
に改める。

別記様式第二号の二中

部(所)長	課長	係長	係長
-------	----	----	----

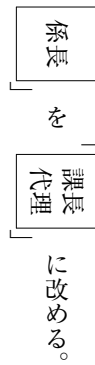
を

給与	課長	課長代理		
----	----	------	--	--

に改める。

所	課	長	課長代理
課			

別記様式第三号表中



附則

（施行期日）

- この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
（東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の読替え）
- 平成二十七年四月一日以後の東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成二十五年東京都水道局管理規程第十五号）附則第二項の規定は、同項中「水道局給料表（一）六級」を「水道局給料表（一）五級」と読み替えて適用する。
（特定の職務の級の切替え）
- この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第一に掲げる水道局給料表（一）の適用について、平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級である職員（以下「旧級職員」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
（号給の切替え）
- 旧級が附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級である職員（旧級が三級及び四級である職員（以下「特定職員」という。）を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同一とする。
- 特定職員（次項に規定する特定職員を除く。）の新号給は、切替日の前日に適用されていた給料表における旧級及び旧号給を附則別表第二に定める同一の給料表におけ

る同一の職務の級及び号給に切り替え、その切替後の給料表における職務の級及び号給（以下「附則別表第二切替後の級及び号給」という。）に応じて、附則別表第三に定める号給とする。

6 特定職員のうち、旧級が三級であつて、東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成二十年東京都水道局管理規程第五号）附則第五項の規定によりなお従前の例によるとされたものの新号給は、附則別表第二切替後の級及び号給に応じて附則別表第四に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち切替日以降にその者の受ける給料月額が附則別表第二切替後の級及び号給の給料月額に達しないこととなる特定職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち旧級が四級である再任用職員であつて、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日に適用されていた給料表と同一の附則別表第二の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち職務の級が四級に对应した給料月額に達しないこととなる再任用職員（別に定める職員を除く。）には、平成二十八年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を、それぞれ給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する特定職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前三項の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている場合の前三項の規定による差額に相当する額は、前三項の規定にかかわらず、改正後の規程第十一条の二第三項の規定の適用前の給料月額と前三項の規定による差額に相当する額との合計額に東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から改正後の規程第十一条の二第三項の規定による給料月額を減じた額とする。

（別記様式の改正に伴う経過措置）

11 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第二号から様式第三号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（補則）

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表第一（附則第3項関係）

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
水道局給料表(一)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第二(附則第5項、第6項関係)

水道局給料表(一)

職員の区分	職務の級	3級	職員の区分	職務の級	3級	職員の区分	職務の級	3級	職員の区分	職務の級	3級
	号給	給料月額		号給	給料月額		号給	給料月額		号給	給料月額
再任用職員以外の職員		円	再任用職員以外の職員		円	再任用職員以外の職員		円	再任用職員以外の職員		円
	1	221,400		37	295,500		73	366,600		109	391,900
	2	223,300		38	297,600		74	367,900		110	392,400
	3	225,200		39	299,800		75	369,100		111	392,900
	4	227,100		40	302,000		76	370,300		112	393,300
	5	229,000		41	304,300		77	371,400		113	393,800
	6	230,900		42	306,600		78	372,200		114	394,200
	7	232,800		43	309,000		79	373,100		115	394,700
	8	234,800		44	311,300		80	374,000		116	395,100
	9	236,800		45	313,600		81	374,900		117	395,500
	10	238,700		46	315,700		82	375,800		118	396,000
	11	240,600		47	317,900		83	376,600		119	396,400
	12	242,600		48	320,000		84	377,400		120	396,800
	13	244,600		49	322,000		85	378,300		121	397,200
	14	246,600		50	324,100		86	379,200		122	397,600
	15	248,600		51	326,200		87	380,000		123	398,100
	16	250,600		52	328,300		88	380,800		124	398,500
	17	252,700		53	330,400		89	381,600		125	398,900
	18	254,800		54	332,500		90	382,100		126	399,300
	19	256,800		55	334,600		91	382,600		127	399,700
	20	258,900		56	336,700		92	383,200		128	400,200
	21	261,000		57	338,700		93	383,800		129	400,600
	22	263,000		58	340,800		94	384,400		130	401,100
	23	265,100		59	342,800		95	384,900		131	401,500
	24	267,300		60	344,800		96	385,400		132	401,900
	25	269,400		61	346,800		97	385,900		133	402,300
	26	271,500		62	348,700		98	386,400		134	402,700
	27	273,600		63	350,700		99	387,000		135	403,100
	28	275,800		64	352,600		100	387,500		136	403,500
	29	278,000		65	354,400		101	387,900		137	403,900
	30	280,200		66	356,200		102	388,400		138	404,300
	31	282,300		67	358,100		103	389,000		139	404,700
	32	284,500		68	359,900		104	389,500		140	405,100
	33	286,700		69	361,700		105	389,900		141	405,500
	34	288,900		70	363,000		106	390,400		再任用職員	264,100
	35	291,100		71	364,300		107	390,900			
36	293,300	72	365,400	108	391,400						

職員の区分	職務の級	4 級
	号 給	給料月額
再任用職員以外の職員	1	254,400
	2	256,400
	3	258,500
	4	260,600
	5	262,700
	6	264,800
	7	266,900
	8	269,100
	9	271,300
	10	273,400
	11	275,500
	12	277,700
	13	279,900
	14	282,200
	15	284,400
	16	286,600
	17	288,800
	18	291,100
	19	293,300
	20	295,500
	21	297,700
	22	300,000
	23	302,400
	24	304,700
	25	307,000
	26	309,300
	27	311,700
	28	314,000
	29	316,300
	30	318,700
	31	321,000
	32	323,400
	33	325,700
	34	328,300
	35	330,800
	36	333,200

職員の区分	職務の級	4 級
	号 給	給料月額
再任用職員以外の職員	37	335,500
	38	337,800
	39	340,000
	40	342,200
	41	344,400
	42	346,600
	43	348,800
	44	351,000
	45	353,200
	46	355,400
	47	357,600
	48	359,700
	49	361,900
	50	364,000
	51	366,100
	52	368,300
	53	370,400
	54	372,400
	55	374,300
	56	376,300
	57	378,300
	58	379,800
	59	381,200
	60	382,500
	61	383,800
	62	385,200
	63	386,600
	64	387,900
	65	389,100
	66	390,400
	67	391,600
	68	392,700
	69	393,700
	70	394,800
	71	395,800
	72	396,800

職員の区分	職務の級	4 級
	号 給	給料月額
再任用職員以外の職員	73	397,800
	74	398,500
	75	399,200
	76	400,000
	77	400,700
	78	401,300
	79	401,900
	80	402,500
	81	403,100
	82	403,700
	83	404,200
	84	404,600
	85	405,100
	86	405,600
	87	406,100
	88	406,600
	89	407,100
	90	407,700
	91	408,200
	92	408,700
	93	409,100
	94	409,600
	95	410,200
	96	410,700
	97	411,100
	98	411,500
	99	412,000
	100	412,400
	101	412,800
	102	413,300
	103	413,700
	104	414,100
	105	414,500
	106	414,900
	107	415,300
	108	415,800

職員の区分	職務の級	4 級	
	号 給	給料月額	
再任用職員以外の職員	109	416,200	
	110	416,700	
	111	417,100	
	112	417,500	
	113	417,900	
	114	418,400	
	115	418,800	
	116	419,200	
	117	419,600	
	118	420,000	
	119	420,400	
	120	420,800	
	121	421,300	
	122	421,700	
	123	422,100	
	124	422,500	
	125	422,900	
	再任用職員		281,400

附則別表第三 (附則第5項関係)

職員の号給の切替表

水道局給料表(-)の適用を受ける特定職員の新号給

附則別表第二切替後の号給	附則別表第二切替後の級	3級	4級
1		1	17
2		2	18
3		3	19
4		4	20
5		5	21
6		6	22
7		7	23
8		8	24
9		9	25
10		10	26
11		11	27
12		12	28
13		13	29
14		14	30
15		15	31
16		16	32
17		17	33
18		18	35
19		19	36
20		20	37
21		21	37
22		22	38
23		23	38
24		24	39
25		25	40
26		26	41
27		27	42
28		28	43
29		29	43
30		30	44
31		31	45
32		32	46
33		33	47
34		34	48
35		35	49
36		36	50
37		37	51
38		37	52
39		38	53
40		38	53
41		39	54
42		39	55
43		40	56
44		41	57
45		42	58
46		43	59
47		44	60
48		45	61
49		46	62
50		47	63
51		47	64
52		48	65

53	49	67
54	50	68
55	51	69
56	52	70
57	53	72
58	53	74
59	54	76
60	54	77
61	55	79
62	56	81
63	57	82
64	58	84
65	59	86
66	59	89
67	60	91
68	61	93
69	62	94
70	63	97
71	63	99
72	64	101
73	64	103
74	65	104
75	66	106
76	66	107
77	67	109
78	68	110
79	68	111
80	69	113
81	70	114
82	70	115
83	71	117
84	71	118
85	72	119
86	73	120
87	74	121
88	75	122
89	76	123
90	77	125
91	77	126
92	78	127
93	79	128
94	80	129
95	80	131
96	81	132
97	81	133
98	82	134
99	83	135
100	84	136
101	84	137
102	85	138
103	86	139
104	87	140
105	88	141
106	89	141
107	89	141
108	90	141
109	91	141
110	92	141
111	93	141
112	94	141

113	95	141
114	95	141
115	96	141
116	97	141
117	98	141
118	99	141
119	100	141
120	101	141
121	101	141
122	102	141
123	103	141
124	104	141
125	105	141
126	106	
127	107	
128	108	
129	109	
130	110	
131	111	
132	111	
133	112	
134	113	
135	114	
136	115	
137	116	
138	117	
139	118	
140	119	
141	120	

附則別表第四 (附則第6項関係)
職員の号給の切替表

水道局給料表(-)の適用を受ける特定職員の新号給

附則別表第二切替後の号給	附則別表第二切替後の級	3級
1		1
2		1
3		2
4		3
5		4
6		5
7		6
8		7
9		8
10		9
11		10
12		11
13		12
14		13
15		14
16		15
17		16
18		17
19		18
20		19
21		20
22		21
23		22
24		23
25		24
26		24
27		25
28		26
29		27
30		28
31		29
32		30
33		31
34		32
35		33
36		34
37		35
38		36
39		37
40		38
41		39
42		39
43		40
44		41
45		42
46		43
47		44
48		45
49		46
50		47
51		47
52		48

53	49
54	50
55	51
56	51
57	52
58	53
59	54
60	54
61	55
62	56
63	57
64	58
65	58
66	59
67	60
68	61
69	62
70	63
71	63
72	64
73	64
74	65
75	66
76	66
77	67
78	68
79	68
80	69
81	69
82	70
83	71
84	71
85	72
86	73
87	74
88	75
89	76
90	77
91	77
92	78
93	79
94	80
95	80
96	81
97	81
98	82
99	83
100	84
101	84
102	85
103	86
104	87
105	88
106	89
107	89
108	90
109	91
110	92
111	93
112	94

113	95
114	95
115	96
116	97
117	98
118	99
119	100
120	101
121	101
122	102
123	103
124	104
125	105
126	106
127	107
128	108
129	109
130	110
131	111
132	111
133	112
134	113
135	114
136	115
137	116
138	117
139	118
140	119
141	120

●東京都水道局管理規程第四十号

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月三十日
東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程
東京都水道局職員の通勤手当に関する規程(昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

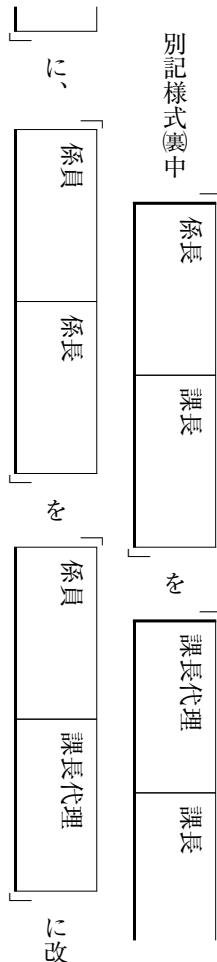
円	円
3,800	4,100
5,200	5,600
7,900	8,500
10,600	11,400
13,300	14,400
16,000	17,300
17,300	20,300
19,700	23,200
22,100	26,100
23,000	27,000
23,900	27,900
24,800	28,800
25,700	29,700

を

円	円
3,900	4,500
5,300	6,200
8,100	9,600
10,900	13,000
13,700	16,400
16,400	19,800
17,700	23,200
20,100	26,600
22,500	30,000
24,300	31,800
26,100	33,600
27,900	35,400
29,700	37,200

に改める。

別記様式(裏)中



める。

附 則

- この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の通勤手当に関する規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第四十一号

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉 田 永

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万三千元」を「三万円」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する勤務庁に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 東京都水道局長以外の東京都の任命権者が任命する東京都職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き職員となつたこと。

ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用をされたこと。

第五条第七号中「職員でなかつた者から人事交流等により引き続き職員となり、これ」及び「適用」を「事由発生」と読み替えるものとする。

別表中「四、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第四十二号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉 田 永

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に改める。

第七条第二項第一号中「六級」を「五級」に改め、同項第二号中「五級」を「四級」に改め、同項第三号中「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に、「課長補佐の職若しくはこれに相当する職にあるもの」を「課長代理の職にあるものうち、東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第九号）により統括課長代理に認定されたもの」に改め、同項第四号中「職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）」を削り、「第四項」を「第三項」に、「係長、主査、担当係長若しくは次席の職若しくはこれらに相当する職にあるもの」を「課長代理の職にあるもの（加算割合が百分の十である職員を除く。）」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十又は百分の六」に、「又は」を「若しくは」に、「給与規程」を「又は給与規程」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三十九号）附則第七項から第十項までの規定による給料を支給される特定職員（同規程附則第四項に規定する特定職員をいう。）又は職員に関するこの規程による改正後の東京都水道局職員の期末手当に関する規程第七条の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と東京都水道局職員の給与に関する規

程の一部を改正する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三十九号）附則第七項から第十項までの規定による差額に相当する額との合計額」とする。

●東京都水道局管理規程第四十三号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「が六級」を「が五級」に、「給料表(一)六級職員」を「給料表(一)五級職員」に、「が五級」を「が四級」に、「給料表(一)五級職員」を「給料表(一)四級職員」に改め、同条第三号中「給料表(一)五級職員」を「給料表(一)四級職員」に、「給料表(一)六級職員」を「給料表(一)五級職員」に改める。

第四条の四第一項第二号中「給料表(一)六級職員」を「給料表(一)五級職員」に改め、同項第三号中「給料表(一)五級職員」を「給料表(一)四級職員」に改め、同項第六号中「給料表(一)六級職員」を「給料表(一)五級職員」に、「給料表(一)五級職員」を「給料表(一)四級職員」に改める。

別表第一給料表(一)の項中「が五級」を「が四級」に、「給料表(一)五級職員」を「給料表(一)四級職員」に、「四級」を「三級」に、「第四項」を「第三項」に、「係長、主査、担当係長又はこれと同等と認められる」を「課長代理の」に改める。

附則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三十九号）附則第七項から第十項までの規定による給料を支給される特定職員（同規程附則第四項に規定する特定職員をいう。）又は職員に関するこの規程による改正後の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程第七条の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と東京都水道局職員の給与に関する規

程の一部を改正する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三十九号）附則第七項から第十項までの規定による差額に相当する額との合計額」とする。

●東京都水道局管理規程第四十四号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「又はホ」を「、ホ又はへ」に改める。
付則の次に次の一条を加える。

第十九条 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三十九号）附則第七項から第十項までの規定による給料を支給される特定職員（同規程附則第四項に規定する特定職員をいう。）又は職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と当該各項の規定による給料の額との合計額とする。

別表ホ中「平成二十一年四月一日以後の」を「平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の」に改め、同表ホの表第一号区分の項第二号中「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十五年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第二号区分の項第三号中「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第三号区分の項中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第四号区分の項第一号及び第二号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第五号区分の項第一号及び第二号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第五号区分の項第一号及び第二号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第三号中「平成二十五年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第三号中「平成二十五

年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第四号及び第五号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第六号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

へ 平成二十七年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分	<p>一 平成二十七年四月一日以後適用されている東京都水道局職員の給与に関する規程(以下「平成二十七年四月以後の給与規程」という。)の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつて、同規程の水道局給料表(一)級別標準職務表五級の項に規定する部の長、担当部長又はこれと同等と認められる職務にあつたもの</p> <p>二 東京都水道局職員の給与に関する規程の水道局給料表(三)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第八条の三第四項の適用を受けていたもの</p>
第二号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの(第一号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて、同規程の水道局給料表(一)級別標準職務表四級の項に規定する課長又は営業所等の長の職務にあつたもの</p> <p>三 東京都水道局職員の給与に関する規程の水道局給料表(三)の四号給以下の給料月額を受けていたもの</p>
第三号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもののうち、東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第九号)第三条により統括課長代理に認定されたもの</p>
第四号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、同規程の水道局給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理の職務にあつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、同規程の水道局給料表(二)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理の職務にあつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p>

第五号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、同規程の水道局給料表(二)級別標準職務表三級の項に規定する担任技能長の職務にあつたもの</p>
第六号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級、二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第三号から第五号までに該当するものを除く。)</p>
指定一号区分	<p>平成二十七年四月以後の給与規程第八条の二第一項の規定により同月一日以後適用されている職員の給与に関する条例(以下「平成二十七年四月以後の給与規程」という。)別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定二号区分	<p>平成二十七年四月以後の給与規程第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定三号区分	<p>平成二十七年四月以後の給与規程第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに</p>

指定四号区分	相当する給料月額を受けていた者 平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定五号区分	相当する給料月額を受けていた者 平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定六号区分	相当する給料月額を受けていた者 平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定七号区分	相当する給料月額を受けていた者 平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
九〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。